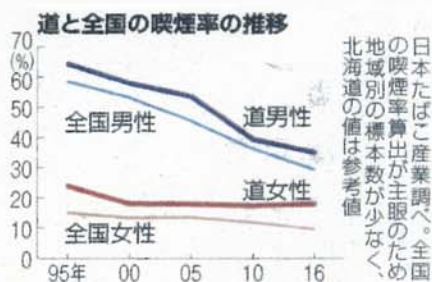


吸う人、受動喫煙配慮義務

道議会に9月、条例案

店は禁・分煙罰則なし

31日は世界禁煙デー。国は2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、他人が吸うたばこの煙を吸い込む「受動喫煙」の防止策を強化する法改正を目指している。道議会でも受動喫煙防止条例案が9月予定の定例議会に議員提案される。喫煙率全国一の道内で、どこまで効果を上げられるかが問われそうだ。



■道受動喫煙防止条例案の原案の概要

- ・医療施設や小中高校などは敷地内禁煙
- ・官庁や事業所、商業施設、大規模旅館などは施設内禁煙。ただし、利用実態によって喫煙所を設けることができる
- ・飲食店は禁煙に努め、「禁煙」「分煙」などを店外に表示する
- ・喫煙者に受動喫煙を生じさせないような配慮を義務づける
- ・条例に違反した場合の罰則規定は設けない

道議会は昨年7月、議員101人全員でつくる「がん対策北海道議会議員の会」を発足。12月には受動喫煙防止条例検討委員会を設けた。9月定例議会への提案に向けて、条例案の最終調整を進めている。

条例案の原案では、多くの人が出入りする施設のうち、医療施設や小中高校などは敷地内を禁煙に、官庁やその他の公共施設、商業施設などは施設内を禁煙とする。飲食店は「禁煙に努める」とし、「禁煙」「分煙」などを店外に表示する。

たばこを吸う人に受動喫煙を生じさせないよう配慮義務を課すことも明記。同委によると、これは先行自治体にはない内容という。罰則については、「意識を高めるのが目的で厳しすぎる」と意見集約に時間がかかるため見送る。同委員長の中司哲雄道議は「国の法律は施行までに時間がかかる。精神条例だが、いち早く制定し、受動喫煙防止への道民の意識を高めた」と説明する。



都道府県の受動喫煙防止条例は、神奈川県が2010年、兵庫県が13年に施行。道で制定されれば3番目になる。

神奈川、兵庫の条例は過料を科す罰則規定を設けている。いずれも適用例はないが、神奈川県は「職員が飲食店などを1軒1軒周り、条例への理解を求めている。罰則規定があるから店の受け止め方も違う。不公平感もあるので、要請に応じない店には罰則適用も検討する」と言う。13年の国民生活基礎調査では、道民の喫煙率は、男性39・2%（全国平均33・7%）、女性17・8%（同10・7%）。全体では27・6%（同21・6%）で、全国一高い。

北海道がんセンターの近藤啓史院長は道議会が検討する受動喫煙防止条例案について、若い人が働くバーなどの従業員の受動喫煙には懸念が残るとし、「できる限り実効性のある条例にしてほしい」と注文。「条例はあくまで通過点。特に重要なのは学校での教育。命の大切さを教える中で、喫煙が、がんの原因になることを子どもたちに伝えていくべきだ」と訴えている。

美町 駅など禁煙化進む 国の厳格化を注視

道内で最も早く昨年7月に受動喫煙防止条例を施行した美町市。条例には罰則規定はないが、施行後、JR美町駅など4駅が禁煙になり、市が管理する学校や公共施設などの施設内禁煙は施行前の49施設が60施設に増えた。

高橋幹夫市長は「公共施設の大きな会合やイベント美町市の受動喫煙防止条例を周知するチラシと飲食店などに貼られる「禁煙」や「分煙」のシール（大久保泰）

でも喫煙場所を設けて、吸えない場所を作るようになってきた」と、市民の意識の変化を感じるといふ。罰則規定の導入には「市民の考えがそれを求めるようになっていけば」と慎重な姿勢だ。ただ、国の改正案は市の条例より厳しい内容になる見込みで、高橋市長は「国の法律が変わればそれに準ずるものにするか、あるいは条例を廃止するのか。どんな内容になるのか注視している」と話す。